

## 山代、徳地の半紙

種 本 洋 哉

### 1. 請紙制度と半紙生産

防長紙は、大阪の紙座に回送され、市場の建値によっては5割の上り銀：「五割利銀」=差益を藩庫にもたらしたともいわれる、この地方の重要産物であった。紙が米、蠟とともに「防長三白」——これに塩を加えて「防長四白」——と称された所以である。このため藩は請紙制を敷き、主要な造紙地帯である山代、徳地に寛永、寛文期にそれぞれ「楮押し」を実施、紙漉きの原料である楮の現在高を検出して、早くから製品半紙の取公に努めていた。

御菌生〔1〕によれば、木楮6貫目把6把=36貫を煮釜で蒸し、皮を剥いた「苧楮」を乾燥させ、川に晒して灰汁で再び煮沸・漂白した後、その「白苧」を角棒で叩いて繊維となし、糊米を加えて漉舟で漉簀を用いておよそ2貫400目の半紙を漉いたという。半紙1丸(=6締=60束=600帖=1,200枚)の重量は標準紙で7貫200目とされていたから、1丸を漉くには7.2貫/2.4貫=3釜(36貫×3=108貫)の木楮を要する勘定となる。

それゆえ、楮釜数が打ち出されれば半紙丸数も判明する。楮押しによって検出された楮は藩の帳簿に登録され：「御帳面楮」、それに相当する半紙が原則として、田畠高に応じて、各村に割り当てられ、取公されていた。田畠には、他宰判同様、物成・石貫銀が課せられていたが、実際には、漉立て百姓に田畠貢租額に見合う「御仕入米・銀」が交付され、したがって、楮出来高が「御帳面」通りであれば——藩は、楮生産減退の折には、その差引き過不足無きよう楮生産の奨励に努めた——御仕入米・銀は貢租に流用、差引き相殺される仕組みとなっていた。いいかえれば、農民は貢租に代えて紙の原料栽培からその漉立て・上納までの義務を請負った。これを請(受)紙という。また、半紙生産の工程(木楮→苧楮の段階)に生ずる楮皮を原料とした低質紙：

「黒保」(雑紙)も請紙の対象とされ、上納半紙1丸につき6～7束の割合で半紙と併せて納付されていた。もっとも、黒保については代銀が支払われ、買上げ方式が採られている。なお、これらとは別に、当初は楮数にも石盛りがなされ:「楮石」、石貫銀が徴収された。だが、半紙上納の上にさらに原料楮に対する賦課は重課となるため、山代疲弊救済策の1つとして、これは寛保3年に全廃<sup>1)</sup>されている。

第1表は、まずは、『防長風土注進案』から判明する請紙3宰判:奥山代、前山代、徳地の天保期における半紙、黒保紙の出来高および上納高を示したものである。奥山代の出来高が半紙、黒保とも不明であるが、前山代の例から推して、生産紙は余すところなく収公され、したがって、出来高<sup>2)</sup>=上納高、両者に大差なかったものとみて差支えあるまい。山代では、藩政初期以来の古法が引続き遵守されていた。対照的に徳地では、請紙=蔵紙の対象から外れた民間紙=納屋紙の生産が1万丸以上——上納高の3倍近く——もあり、黒保についても同様であった。請紙制も宰判や地域によりその仕組みを大いに異にしていたわけで、仕入米・銀の計算仕法にも相違がみられていたことは後述のとおりである。

上納高の合計は3宰判で1万4,512丸、紙価の高下は当然あったであろうが、いまこれをかりに1丸=150~160目(札銀)で評価すると——これは地下相場に等しい——、銀額2,200~2,300貫、この時代の藩歳入の1割も及ばんとする額<sup>3)</sup>である。

一方、出来高の合計は、奥山代については上納丸数をもってあてるとして、2万6,460丸、銀額にすると、単一では、木綿、製塩、酒造に次ぐ、防長第4位の4千貫産業<sup>4)</sup>ということになる。

第1表 両山代、徳地宰判の半紙、黒保出来高・上納高<sup>1)</sup>

	奥山代	前山代	徳地	計
	丸	丸	丸	丸
半紙出来高		4,541.1	15,872.2	
半紙上納高	6,046.9	4,284.9	4,180.2	14,512
黒保出来高		870.5	4,088.1	
黒保上納高	1,031.6	775.5	689.1	2,496.2

1) 集計ないし推計方法については第2表以下の表注および本文を参照。

- 1) 『防長風土注進案：研究要覧』p.70。
- 2) 『防長風土注進案』（山口県山口図書館），第3，第4，11巻。
- 3) 天保期毛利本藩の歳入規模は所帯方で2.6万貫，撫育方を含めると2.9万貫と推定されている（種本〔2〕）。
- 4) 種本・西川〔3〕を参照。

## 2. 奥山代の請紙

奥山代宰判『注進案』「楮方」には「御帳面楮」のほか「地楮」，「現紙漉立上納」楮数ないしはその「把銀」額が記されている。第2表(1)～(3)欄はそれら3系列の楮釜数を村別に示したものである。ただし，表中の数字は，(1)欄「御帳面楮」については「楮方」記載そのままであるが，(2)欄「地楮」，(3)欄「現紙上納」楮にかんしては，「楮方」に記入のない村がいくつかあるため，別に「御勘渡銀」の項に記された「御仕入銀」（地楮釜別10匁宛）<sup>5)</sup>，「五厘銀」（現紙上納楮釜別0.7匁宛）<sup>5)</sup>からそれぞれ逆算して求めた釜数を計上してある。以下，請紙制についての知識を深めるために，第2表——および「御勘渡米・銀」を示した第3表——にかんし必要な説明を加えておくこととしよう。

(1)欄御帳面楮——その合計は3万1,785釜——は天保期における現実の出来高ではなく，以前の楮押しもしくは藩側が望んだ目標額であったとみるべきである。事実，天保11年の山代楮押しでは，奥山代，前山代を合計しても3万3,530釜にしかならず，同年から始まる両山代楮増殖10ヶ年計画も，まずは，明和の4万6,530釜に対する不足1万3,000釜を植え戻すことにあったという<sup>6)</sup>。また，その明和の4.6万釜にしても，奥山代分はこのうちの2万釜ほどにすぎず，これらの点を考慮すると，3万釜を超える上記御帳面楮は，楮生産が盛んであった宝永期以前の検出高であった可能性が強い。因みに，山代楮生産のピークは元禄期前半で，地下楮も含め9万釜を超えていた。だがその後宝永期には6.2万釜，享保期は他郡より補充の「被楮」<sup>7)</sup>を含めてようやく5万釜，そして明和期には前出の4.6万釜とピーク時の半数近くにまで落ち込んでいる。藩はその都度楮増殖に努め，また「御救銀」，「増銀」の下付，さらには楮石の廃止や「折下米」，「畠成石買除」を通じ他地区より高石とされた山代畠高<sup>9)</sup>に対する減免を行うなど救済策を講じてきたが，生産

第2表 奥山代宰判楮数

	(1) 御帳面積	同 把 銀	釜別本銀 <sup>2)</sup>	(2) 地 楮	余村受払い <sup>4)</sup>	(3) 現紙上納楮	(4) 上納半紙丸数	(5) 黒保上納丸数
	釜把歩	貫 匁分厘	匁	釜把歩	釜把歩	釜把歩	丸	丸
1 宇 佐 村	522.1	8,289.40	15.877	208.00	△ 17.19	190.81	63.6	11.6
2 宇佐郷大原村	1,403.73	19,652.22	14.000	673.10	△339.03	334.07	111.4	19.3
3 本 谷 村	1,098.19	15,374.66	14.000	678.35	△ 18.52	659.83	219.9	37.4
4 秋 掛 村	540.33	7,564.62	14.000	301.70	△ 5.84	295.86	98.6	16.6
5 阿 賀 村	2,261.56	31,661.70	14.000	745.21	△ 56.42	688.79	229.6	39.7
6 中 山 村	2,408.11	33,713.54	14.000	1,204.06	+540.20	1,744.26	581.4	97.1
7 生 見 村	1,962.43	27,474.02	14.000	1,303.81	△227.01	1,076.80	358.9	61.7
8 下 畑 村	2,114.21	29,598.94	14.000	1,053.51	+351.55	1,405.06	468.4	78.7
9 南 桑 村	3,863.08	54,083.12	14.000	2,415.77	△115.61	2,300.16	766.7	133.9
10 波 野 村	1,022.05	14,308.70	14.000	730.07	+347.82	1,077.89	359.3	59.6
11 本 郷 村	1,543.56	21,609.84	14.000	927.33	△831.69	95.64	31.9	5.4
12 黒 沢 宇 塚 村	1,423.74	19,932.32	14.000	701.29	△ 71.29	630.00	210.0	35.6
13 須 川 村	2,356.50	32,991.00	14.000	1,536.24	+461.20	1,997.44	665.8	113.9
14 深 川 村	3,556.19	49,786.10	14.000	2,011.58	△ 13.17	1,998.41	666.1	114.4
15 苜 谷 村	4,012.50	56,735.00	14.140	2,124.15	△ 3.55	2,120.60	706.9	122.8
16 小 川 添 谷 村	1,696.50	23,757.00	14.004	1,151.67	+373.62	1,525.29	508.4	83.9
計	31,784.78	446,532.18	14.049	17,765.84	357.07	18,140.91	6,046.9	1,031.6

1) 「楮方」記載数字。 2) 宇佐村，苜谷村，小川添谷村を除き釜別14匁宛となっている。 3) 釜別10匁宛「御仕入銀」より推計。「楮方」記載の地楮(16ヶ村中13ヶ村判明)とほとんど一致している(「御仕入銀」/10匁)。 4) △は「余村払ヒ」，「余邑江売払」分を，また+は「余村受」分を示す。 5) 「五厘銀」より推計。「楮方」記載の地楮+余村受払数と一致している(「五厘銀」/0.7匁 [=14匁×0.05])。 6) (3)/3により推計。 7) 第3表(6)黒保代銀を奥山代16ヶ村の黒保平均根銀=買上げ価格で除いたもの。黒保代銀は平均して，奥山代の場合，半紙1丸当り2.4匁が支払われており(前山代についても全く同じく2.4匁)，また半紙「把銀四拾貳匁二付七束」の記述から，これを黒保7束(7束/40束=0.175丸)の買上げ価格とみなせば，それは13.7匁となる。

は減退の一方であった。

実効上の楮数は、そこで、(2)欄の地楮1万7,765釜の方であり、また、御帳面楮との差1.4万釜は楮減産を物語ると考えるのが妥当である。

(3)欄現紙上納楮は(2)欄地楮に余(他)村から(へ)の楮の受払いを加減した楮数をさし、各村の上納半紙丸数の算出基準となる釜数である。既述したとおり、請紙は、楮出来高とかかわりなく、田畠高に応じて各村に割り当てられて上納されていたため、村によって、上納半紙に必要な原料楮に過不足がどうしても生ずることになる。「余村受、払い」は、そうした村落間の楮数の調整であった。表より、16ヵ村中11ヵ村が他村へ楮を売り払い、反対に5ヵ村が他村から買い受けていた様子が見える。全体としては、しかし、地楮だけでは現紙上納楮には及ばず、わずかではあるが、不足357釜は他郡より調達：「買楮」していたものと思われる。

(4)欄は、先の楮・半紙重量比、すなわち、楮3釜＝半紙1丸にもとづき、(3)／3によって求めた上納紙の推計丸数である。宰判全体では6,046.9丸(=1,8140.9釜／3)となる。同様の方法で御帳面楮から半紙丸数を求めれば1万594.9丸となり、宝永以降天保期までに藩取公の請紙は、奥山代だけでも、実に4,500丸以上(=1万594.9丸-6,046.9丸)も減少していたことが判明する。

一方、半紙丸数は「把銀」額からも推計が可能である。把銀とは楮釜数に「釜別本銀」14匁を乗じて得られ、下の算式のように、「根銀」(=「紋相」<sup>もんがい</sup>)でこれを除して半紙丸数の算出基準をなすものである。

把銀(楮釜数×14匁)／根銀＝半紙丸数

根銀が42匁——標準紙の紋相＝根銀は42匁<sup>10)</sup>——であれば半紙数はちょうど楮釜数の3分の1となり、これは原料・半紙重量比(楮3釜＝半紙1丸)に一致する。試みに、いま、(1)欄の御帳面楮の把銀446貫532匁を42匁を根銀としてこれで除すると1万631.7丸という半紙数を得る。原料・半紙重量比<sup>11)</sup>より求めた1万594.9丸とほとんど大差ないことがわかる。もっとも、そうなるのは42匁の標準紙の場合に限られ、それより紋相の高い上質紙を漉けば——文化3年の仕法では、根銀は42匁を基準に最高49匁までの8段となっていた——半紙丸数はそれだけ少なくなる。この場合、請紙の一定丸数に達しないことになるが——これを「漉崩」という——、根銀にて一定の把

銀高に達すればよく、紋相如何で実際の澆立て丸数は変動した。

次に、第3表「御勘渡米・銀」に移ろう。藩会計より公米銀を支弁することを「勘渡」と称し、奥山代16ヵ村に対し半紙公納に際して銀224.8貫、米4,791.9石の下付がなされていた：(1)欄⑦，⑩行。このうち御勘渡銀は、既にふれた「御仕入銀」，「五厘銀」のほか難渋百姓救済と半紙生産回復を狙いとして支給された「御紙増銀」，楮増殖のための10ヵ年計画に基づく「御救楮苗代銀」から、また御勘渡米は「御紙澆飯米」，「楮修甫米」，「地楮切蒸飯米」，「増米」，「御救楮苗植飯米」などから成っている。第(2)欄はそれぞれの楮釜別の勘渡額を示し、また(3)欄には半紙1丸当りの、したがって、 $(2) \times 3$  (1丸=3釜分)<sup>12)</sup>の下付額が計上してある。表注にも記したとおり、勘渡は、「二番楮修甫米」を除いて、いずれも地楮もしくは現紙上納楮を基準としており、勘渡米・銀が実効上の、あるいは、実際の現紙上納に対しての支給であったことがわかる。<sup>13)</sup>なお、御勘渡銀のうち黒保紙代銀14貫124匁とあるのは、上納半紙1丸(「把銀四拾貳匁」)に付き「七束」宛で収公していた黒保1,031.6丸(第2表(5)欄参照)の買上げ代銀である。買上げ価格は黒保1丸当り13.7匁の計算になる。

この黒保の丸別代銀は、御勘渡=御仕入米・銀の理解を進める上で1つの手がかかりとなる。というのは、黒保の紋相12~15匁<sup>14)</sup>からみて、上の13.7匁は黒保の根銀にほかならず、藩は根銀をもって黒保を買い上げていたと考えられるからである。半紙についても、当初根銀——標準紙でそれは40目、後に改められ山代では42匁——と同額の御仕入米・銀(米を銀換算して銀単で半紙1丸当り40目)<sup>15)</sup>が支給されていた事実がある。したがって、黒保に限らず、根銀とは紙の等級(紋相)に応じて決められた藩の買い上げの際の公定相場もしくは基準価格であり、そもそもは御仕入米・銀そのものであった、との解釈が成り立つ。

根銀は、それゆえ、御定相場であり、市場価格では決してなかった。勘渡額を田畠貢租と同一とし、物成・石貫銀に流用、相殺勘定となるよう根銀を公定したことが、なによりも、その事実を物語る。また、根銀はほとんど固定され、一方市場紙価の方はその後高騰を続けたから、両者の乖離は時とと

第3表 奥山代宰判御勘渡米・銀

	天保(『注 進案』)期	勘渡銀米		半紙1丸当り勘渡米銀			
	(1) 下付額	(2) 楮釜別	(3) 天保(『注 進案』)仕 法	(4) 文化仕法	(5) 明和仕法	(6) 宝永仕法	
御勘渡銀							
①御仕入銀	貫 匁 177,658	匁 1) 10	匁 30	匁 30	匁 30		
②五厘銀	12,699	0.7 2)	2.1				
③御紙増銀	11,283	0.6 2)	1.8				
④御救楮苗代銀	17,321	} 1.1	} 3.3	} 3			
⑤庄屋畔頭立用銀	3,042						
⑥その他 3)	2,846						
⑦計	224,849	12.4	37.2	33.0	30.0		
⑧黒保代銀	14,124	0.8 2)	2.4		3.1		
御勘渡米							
⑨御紙漉飯米	石 2,497.467	石斗升合匁 140 1)	石斗升合 420	石斗升合 420	石斗升合 420		
⑩楮修甫米一番	362.452	20 2)	60	60	60		
⑪同断二番	319.107	10 5) 6)	30				
⑫同断三番	151.539	6.5	19				
⑬地楮切蒸飯米	725.479	40 1)	120	120	120		
⑭同断	90.580	5 1)	15				
⑮御紙紋相=応シ増米	46,956	} 42.5	} 128	} 45			
⑯御救楮苗植飯米	105.328						
⑰庄屋畔頭給心付米	407.167						
⑱地下彌師心付米	22.280						
⑲その他	63.559						
⑳計	石 4,791.914	石斗升合 0.264	石斗升合 0.792	石斗升合 0.645	石斗升合 0.60		
㉑銀換算 7) 〔和市2石5斗替〕	貫 匁 〔191,677〕	匁 〔10.6〕	匁 〔31.8〕	匁 〔25.8〕	匁 〔24.0〕		
㉒総計 ⑰+㉑	貫 匁 416,526	匁 23.0	匁 69.0	匁 58.8	匁 8) 54.0	匁 40.0	

1) 地楮当り 2) 「現紙上納」楮当り 3) 上半紙御褒美銀, 御用紙黄柏代  
 4) 御勘渡銀合計より黒保紙代銀を除いたもの 5) 御帳面楮当り 6) 釜別6合5匁とあるが基準楮数判明せず 7) 銀100目につき2.5石, すなわち, 石当り40匁 8) これは計画もしくは目標額で実際は57.5匁(銀39匁, 米18.5匁=4斗6升3合)であった。文化仕法58.8匁についても同様とおもわれる。

もに益々拡大した。そうした乖離を埋め、どこまで縮小させるか:「増米・

銀」の要求は藩側と澁立で百姓の交渉力如何にかかっていたとおもわれ、その過程こそ請紙制の歴史であった。

天保期に至ってもなお、黒保の買上げ価格が根銀におかれていたことは上述のとおりである。だが、肝心の半紙にかんしていえば、事情は異なり、勘渡は、当初の買上げ価格＝根銀を基準としつつも、五厘銀、増米銀、修甫米などその後種々の名目の銀米が加算され、天保期までに下付額は根銀42匁を大幅に上回るに至っていた。天保期と宝永、明和、文化の勘渡額を比較した第3表(3)～(6)欄がその間の経緯を示している。

すなわち、宝永期に40目であった勘渡額は明和期には54匁、文化期に58.8匁、天保期には当初の29匁(72.5%)増しの69匁となっている。宝永期の40目は、無論、根銀額である。その他の時期の根銀部分は、表では、御仕入銀30目＋御紙澁飯米4斗2升(2石5斗替、すなわち、石/40目で換算して10.5匁)＝40.5匁、また改正後の根銀42匁は御仕入銀30目＋御紙澁飯米4斗2升(10.5匁)＋楮修甫米一番6升(1.5匁)＝42匁に表わされている。したがって、勘渡銀のうち五厘銀以下の項目が、また勘渡米では楮修甫二番以下の項目が根銀への加算分であり、時代とともにそれらの項目の追加が多くなってきている様子が判明する。増米銀を極力抑え、できるならば古法(根銀)の水準に勘渡を引き戻すことが藩府の望むところであったろうが、山代農村の回復と生産奨励を目指して仕入米銀が増額されていたのが実際であった。減退する楮栽培を回復させ、半紙高を少しでも伸ばしたいとするいっそう強い願望が藩側にあったに違いない。農民の側にとっては、逆に、それは藩の買上げ価格引上げ要求の絶好の機会であったはずである。

仕入米銀が増額されても、それが田畠貢租額に等しい限り、請紙制は堅持されていたといえるが、この点天保期にはどうなっていたか。田畠上納米・銀を示した第4表(1)、(2)欄から貢租は米4,848.3石、銀78.8貫であった。一方、勘渡の方は、第3表でみたとおり、米4,791.9石、銀224.8貫であったから、米については両者はほぼ均衡していたといえる。ところが、銀収支では勘渡銀が上納銀を大きく超え、したがって、全体としては、下付額が納付額を大幅に上回っていたのが実情である。貢租額に見合う仕入米・銀を下付して半紙生産を請け負わせた請紙作法の基本は、奥山代にかんする限り、

第4表 奥山代宰判田畠上納額，御勘渡額

	(1) 田畠上納(米)	(2) 田畠上納(銀)	(3) 田畠上納(銀単) <sup>1)</sup>	(4) 御勘渡米・銀(銀単) <sup>2)</sup>	(5) (4) - (3)	(6) 黒保代銀
	石	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁
1 字 佐 村	223.113	2,690.111	11,614.631	6,017.362	△ 5,597.269	158.300
2 字佐郷大原村	214.028	4,887.318	13,448.438	14,076.482	628.044	264
3 本 谷 村	248.750	2,272.847	12,222.847	15,674.928	3,452.081	512
4 秋 掛 村	295.104	2,360.743	14,164.903	7,851.852	△ 6,313.051	227.870
5 阿 賀 村	345.553	4,872.561	18,694.681	18,870.234	175.553	543.800
6 中 山 村	338.040	5,671.205	19,192,805	30,228.826	11,036.021	1,329.700
7 生 見 村	706.472	7,175.055	35,433.935	28,016.426	△ 7,417.509	844.800
8 下 畑 村	321.557	4,988.155	17,850.435	28,872.922	11,022.487	1,078
9 南 桑 村	134.764	6,199.462	11,590.022	53,670.554	42,080.532	1,834.300
10 波 野 村	223.617	3,193.650	12,138,330	19,207.820	7,069.490	816
11 本 郷 村	617.113	5,981.121	30,665.641	16,546,500	△ 14,119.141	74
12 黒沢字塚村	209.944	3,232.662	11,630.422	16,381.814	4,751.392	483
13 須 川 村	247.895	4,619.350	14,535.150	38,063.386	23,528.236	1,560
14 深 川 村	161.613	6,485.512	12,950.032	45,357.764	32,407.732	1,567
15 侍 谷 村	342.777	8,511.951	22,223.031	48,983.112	26,760.081	1,682.500
16 小川添谷村	217.985	5,686.287	14,405.687	28,704.582	14,298.895	1,149
計	石 4,848.325	貫 匁 78,827.990	貫 匁 272,760.990	貫 匁 416,524.564	貫 匁 143,763.574	貫 匁 14,124.270

- 1) 上納(銀単) = (1) × 40 匁 (和市 2 石 5 斗 替) + (2)  
 2) 銀単計算は 1) と同じ。また黒保紙代銀は含まない。

後退をみせ、請紙制の問題点は楮や半紙生産高の減少だけにとどまっていなかった点がかがわれる。

勘渡額の合計は416.5貫、半紙丸別にして69匁(第3表(3)欄)であったが、その際勘渡米の評価を請紙当初来の和市2石5斗替=石/40目においてる点にも留意を要する。古法を遵守し、また仕入米銀額を名目だけでも固定化しておこうとする藩側の意図の結果であったのであろうが、天保期の現行米価は石/91匁(和市1石1斗替)であったから、かりにこれで勘渡米丸別0.792石を評価し直せば $0.792\text{石} \times 91\text{匁} = 72\text{匁}$ となる。これに勘渡銀分37.2匁を加えると109.3匁、藩の買上げ価格は、実効的には、藩計算価格を40目も上回っていたことになる。石/91匁の——三田尻、山口等瀬戸内沿岸、藩中央部の——米相場はやや高目にすぎる点を考え、別に、山代隣接徳地の石/77匁を用いるにしても98匁、69匁の勘渡額をなお30目超える勘定である。

和市何石替であろうとも、仕入米が年貢米に流用、相殺されている限り、勘渡の面でそれが藩側の負担増となって表われることはない。だが、ひとたび大阪市場における販売者としての側に立てば仕入米銀はまさしく“仕入値段”であり、実効的な利銀(率)を考える限り、現行米相場による仕入米の評価こそが藩にとって実質的な意味をもってくるはずである。天保期の勘渡額丸別69匁に50%の利銀率を見込むとほぼ100目、大阪市場でこれだけの建値がつけば請紙の計算仕法では「五割利銀」ということになるが<sup>16)</sup>、上の計算例で明らかのように、100目では事実上の仕入れ価格をカバーするにすぎず、差益は実効上ゼロ、ということにもなりかねない。

差益がゼロであってもそれは勘渡額=田島貢租への上乘せ分がゼロになることで、藩は貢租相当分はなお確保できていた。しかも換金制の強い半紙の収公であったため、とくに外貨=正銀獲得の面で藩財政に対する貢献は大きかったにちがいがなく、請紙制のメリットが全く失われてしまうことはなかった。それに、現実には、大阪での紙価は(札銀で)100目を下るようなことはまずなく、藩は実効的にも相当の利銀を確保していた模様である。だからこそ、仕入米銀を増額してまでも、藩は請紙制の存続に力を注いできた。しかし、そうではあっても、地下の和市=米相場の高騰が請紙取得費用=勘渡額を実質的に高めていたことも事実で、それだけに大阪の紙価如何では実効利

幅が大きく変動、縮小する危惧が藩側には常にあったにちがいない。田島貢租収納に代えて請紙制を採用することによる利得は、常に安定したものではなかった点に注意が必要であろう。

- 5) 「五厘銀」は釜別本銀 14 匁に対し 5 厘 (0.05 匁) の下付である。したがって、  
1 釜当り  $14 \text{ 匁} \times 0.05 = 0.7 \text{ 匁}$  の支給となる。
- 6) 御藺生〔1〕p. 94。
- 7) 登録楮に対する不足楮数をいう。
- 8) 御藺生〔1〕pp. 35~73。
- 9) 山代の田島高は、楮の徳用を見込んで、他の地区に比べ高い石盛りがなされていた (御藺生、同上書 p. 56)。
- 10) 西川〔4〕は山代の標準紙の根銀を 40 目とし、また 40 目より 51 匁までの 12 等級があったとしているが、文化の仕法改め以降、40、41 匁の下紙 2 段の漉立ては命ぜられていなかった (御藺生、同上書 p. 161)。また、奥山代『注進案』「産業之事」に、黒保について「根銀四拾貳匁 = 付七束上納之」とあることから、42 匁が標準紙の根銀と考えられる。
- 11) 36.8 丸の差が生じているのは、宇佐村に限って、釜別本銀が 15.87 匁となっているためである。
- 12) 「楮修甫米二番」に限って「御帳面楮」を基準に下付されている。
- 13) 西川〔4〕は仕入米銀の支給が製紙奨励のため御帳面楮を基準にしてなされたとしているが、山代にかんする限り、楮修甫米二番を除いて、そうした事実はない。
- 14) 御藺生、同上書 pp. 164, 165。
- 15) 同上書 p. 33。
- 16) 仕入米銀 61.2 匁の時に大阪での紙価が 100 目で、5 割の差益のほか 8 匁の指銀が藩庫にもたらされたとの記録がある (御藺生、同上書 pp. 61~64)。
- 17) 徳地宰判『注進案』によれば、半紙の地下相場は民間紙で 150 目、上納紙で 158.22 匁であった。

### 3. 前山代の楮、半紙高

請紙制のあらましについて前節 (奥山代) でひととおりの説明がつけられたと考えるが、ここでは、もう 1 つの山代：前山代の楮、半紙 (および黒保紙) の出来高、上納請紙高を示しておこう：第 5 表。前山代『注進案』の各村記載は全般的に統一性に欠け、表中の数字を確定するにはやや手間取った。また

第5表 前山代宰判楮数

	(1) <sup>1)</sup> 御帳面楮	(2) <sup>2)</sup> 地楮	(3) <sup>3)</sup> 現紙上納楮	(4) <sup>4)</sup> 上納半紙丸数	(5) <sup>5)</sup> 半紙出来丸数	(6) <sup>6)</sup> 黒保上納丸数	(7) <sup>7)</sup> 黒保出来丸数
1 広瀬村	3,813.98	3,046	3,023.90	1,008.0	1,008.0	187.1	187.1
2 中ノ瀬大野村	1,460.80	562.71	792.30	264.1	264.1	39.0	39.0
3 四馬神村	2,469	1,531.17	1,500	500	580	130.3	130.3
4 根笠村	1,847.95	1,295.14	1,199.10	399.7	399.7	58.3	73.8
5 三瀬川村	1,194	705.40	1,042.86	347.6	347.6	49.8	49.8
6 瀬越村	496.50	357.74	254.43	84.8	84.8	13.6	13.6
7 中須村	1,651	937.80					
8 野谷村	3,813.98	334.28	528.90	176.3	176.3	24.3	24.3
9 金峯村	856	435.40	396.90	132.3	140.5	24.1	24.1
小計	17,603.21	9,205.64	8,738.39	2,912.8	3,001	526.5	542
10 鹿野上村	不明	不明	1,970.80	492.7	598.7	87.9	105.4
11 中村	〃	〃	894	223.5	223.5	42.7	62.7
12 下村	1,814.1	〃	1,234	308.5	370.5	54	69
13 大潮村	不明	740	1,389.60	347.4	347.4	66.4	91.4
小計	(6,420)	不明	5,488.40	1,372.1	1,540.1	251.0	328.5
総計	24,023.21	不明	14,226.79	4,284.9	4,541.1	777.5	870.5

- 1) 広瀬村については「浮役方」楮数を、また鹿野3村および大潮村にかんしては、安永添石時改め分605丸に、その後の楮増殖計画の1,000丸(増漉分)を加えた1,605丸、釜数にして6,420釜を計上した。それ以外の村については楮釜別上銀(御帳面楮につき釜別式分銀)よりの推計釜数を計上した。
- 2) 釜別に10丸宛「地楮御仕入銀」より推計。ただし大潮村の御仕入銀は釜別2丸宛であった。
- 3) 広瀬、三瀬川、瀬越については「五厘銀」(把銀=釜数×14丸につき5丸)により推計(五厘銀=現紙上納楮×14丸×0.05(5厘)ゆえ、五厘銀/0.07[14丸×0.05]によって楮数が得られる)。五厘銀の記載がない中ノ瀬大野村については「村括り」御仕入米の項にある御帳面楮に対する「歩通り」を以て計算。
- 4) (4)=(3)/3、ただし鹿野3村、大潮村については(4)=(3)/4。
- 5) 「産業之事」に半紙丸数の記入のある村(四馬神、根笠、野谷、金峯、鹿野3村、大潮村)については、それにしたがった。また、それ以外の村については、上納半紙丸数をもってあてている。
- 6) 四馬神村および鹿野3村、大潮村については「産業之事」に上納丸数が記入されているのでそれを計上。それ以外の村については黒保代銀/13.2丸(四馬神村 黒保代銀/上納丸数)によって推計した。なお丸別13.2丸の代銀は奥山代の平均代銀13.7丸と近似している。
- 7) 「産業之事」に黒保丸数の記入のある村(四馬神、根笠、鹿野3村、大潮村)については、それを計上し、その他の村については上納丸数をもってあててある。

項目によっては記入のない村もしばしばみられ、表中推計数字が多くなっている。とくに鹿野上、中、下村および大潮村については、これら4村が――

第6表 前山代宰判田島上納額、御仕入米銀

	(1) 田島上納(米)	(2) 田島上納(銀)	(3) <sup>1)</sup> 田島上納(銀単)	(4) <sup>2)</sup> 御仕入米銀(銀単)	(5) (4) - (3)	(6) 黒保代銀
	石	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁
1 広瀬村	533.827	9,960.236	31,313.316	68,132.206	36,818.890	2,469.700
2 中ノ瀬大野村	256.742	5,455.873	15,725.553	17,135.567	1,410.014	514.500
3 四馬神村	93.279	4,936.590	8,667.750	34,428.850	25,761.100	1,719.500
4 根笠村	117.860	3,800.512	8,514.912	27,864.320	19,349.408	770
5 三瀬川村	342.629	4,756.969	18,462.129	17,705.912	△ 756.217	656.800
6 瀬越村	490.244	2,793.918	22,403.678	8,339.798	△ 14,063.880	179
7 中須村	1,429.969	10,589.450	67,788.210	20,071.930	△ 47,716.280	
8 野谷村	269.352	2,478.519	13,252.599	13,916.316	663.717	321
9 金峯村	290.823	3,844.387	15,477.307	12,043.946	△ 3,433.361	318.800
小計	3,824.725	48,616.454	201,605.454	219,638.845	18,033.391	6,949.300
10 鹿野上村	1,012.840	8,299.520	48,813.120	22,747.400	△ 26,065.720	不 明
11 中村	814.744	2,752.740	35,342.500	13,379.711	△ 21,962.789	不 明
12 下村	836.931	3,555.020	37,032.260	18,135.068	△ 18,897.192	不 明
13 大潮村	693.114	3,179.820	30,904.380	16,900.896	△ 14,003.484	736.160
小計	3,357.629	17,787.100	152,092.260	71,163.075	△ 80,929.185	不 明
総計	石 7,182.354	貫 匁 66,403.554	貫 匁 353,697,714	貫 匁 <sup>3)</sup> 290,801.920	貫 匁 △ 62,895.794	不 明

1) 上納(銀単)=(1)×40匁(和市2石5斗替)+(2)。

2) 銀単計算は1)と同じ。また黒保代銀は含まない。

3) (御仕入米4,408.772石+御宥免米160.779石)×40匁+御仕入銀96貫265匁+五厘銀・増銀・その他11貫246匁。

以下鹿野4村と呼ぶ——ももとは都濃宰判に属していたのが安永4年前山代に「添石」=編入されたこともあって、他の9村——これらを根山代という——との間に制度、仕法上の相違ともいうべき差異がみられている。第5表および第6表で根山代9村と鹿野4村をとくに分けて記しているのもそのためである。

第5表(1)欄の御帳面楮数は、『注進案』「諸上納」の項にある「楮釜別上銀」(=「釜別式分銀」)から推計した釜数である。すなわち「御帳面式分」(根笠村)の記載にしたがい、各村の釜別上銀/0.2匁によって求めた御帳面楮数である。推計釜数の妥当性は「御仕入米」や「楮方」など別の項に断片的に記入されたいくつかの村の御帳面楮数：中ノ瀬大野村、瀬越村、三瀬川村によってチェックが可能である。もっとも、広瀬村および鹿野上、中村、大潮村の釜別上銀は不明で、広瀬村については「浮方」記載の釜数を、また鹿野4村にかんしては、安永改めの2,420釜にその後の「増漉半紙」4,000釜(1,000丸)を加えた6,420釜を小計欄に一括して計上しておくことにする。安永改とは、鹿野4村が前山代に編入された際にそれまでの1,622.7丸が差免され、改めて請紙とされた605丸、数にして $605\text{丸} \times 4\text{釜} = 2,420\text{釜}$ をいい、一方、増漉1,000丸とは、天保11年の楮増殖計画の対象となったかつての請高=差免分1,622.7丸と安永以降の請高605丸との差およそ1,000丸、楮数にして $1,000\text{丸} \times 4\text{釜} = 4,000\text{釜}$ をさす。4,000釜は計画数字であり、その意味では、まさしく公簿上の釜数=御帳面楮である。安永分を合わせ、ここでは6,420釜を鹿野4村の御帳面楮数とした。なお、鹿野4村に釜別式分宛の上銀記載がなかったこと、またこの4村に限って半紙1丸=楮4釜としている点は、根山代との請紙制、計算仕法の相違を反映したものとおもわれる。

(2)欄地楮数は、「村括り」の項に掲げられた釜別10匁宛の「地楮御仕入銀」から求めた釜数である。再度、鹿野3村については記載がない。また、大潮村について、御仕入銀は根山代と異なり、釜別2匁宛となっていた。

(3)欄現紙上納楮数は、「産業」の項で上納半紙丸数が判明する村については丸数 $\times$ 3釜——ただし鹿野4村については丸数 $\times$ 4釜——によって、またそれ以外の村にかんしては、奥山代の例に徴して「五厘銀」によって——<sup>19)</sup>五厘銀/0.7によって——推計してある。

第5表から、前山代全体としては、御帳面楮に比べ地楮ないし現紙上納楮数が著しく少なかったことがわかる。奥山代同様、かつての生産高もしくは藩が達成の目標とした御帳面楮に対し、実際の楮数は大幅に減退していた様子が判明する。その傾向は、根山代9村においてとくに顕著であった。

また、根山代9村の地楮数は現紙上納楮数をやや——500釜近く——上回っていたから、各村とも、上納用の原料楮については「余村受払」いによる村落間調整で地区内において十分調達できた模様である。なお余る500釜は他宰別への売楮ということとなるが、現紙上納楮に——375釜の——不足を来たしていた奥山代に回送された可能性も考えられる。

だが、同じ前山代でも、鹿野4村の事情は大部異なっていた。4村の正確な地楮数は不明であるが、これまでの例から推して、それがかつての——安永改時の——2,420釜を大きく超えることはまずなかったとみて差支えない。一方、現紙上納楮は5,488.4釜、半紙にして1,372.1丸、これだけはどうしても上納しなければならなかったから、3,000釜にのぼる原料楮不足分は他郡から調達＝「買楮」によるほかはなかった。鹿野4村だけがとくにそうであったのは、なによりも、天保の10ヵ年楮計画の際に安永添石時の半紙差免分のうち1,000丸が突如請紙として復活し、10年後の楮増殖の成果を待たずに現紙として実際に初年度より取り立てられた、したがって、現紙上納楮は一挙に膨らみ、他方、実効楮である地楮は、増殖計画の初期ということもあって、到底それに追いつくことができなかつたためである。奥山代や根山代からすれば、現紙上納楮が御帳面楮数に近似している鹿野4村は異例であるが、旧に復し、目標楮・請紙高を達成しようとする藩側の強い願望と意図がそこにうかがわれる。そもそも鹿野4村の前山代の添石自体後退する請紙制の建て直しにその狙いがあったとおもわれ、それだけに、鹿野4村の請紙制の締めつけには厳しいものがあつた、と推察される。

根山代と鹿野4村の相違は仕入米銀の支給の面にも表われている。田畠貢租と仕入米銀額を比べた第6表に示されているとおり、根山代9村については、上納分(3)欄を超える仕入米銀(4)欄の支給があつた。したがって、澁立て百姓にはその差額＝超過分が実際に下付されていたことになる。田畠租＝仕入米銀とする請紙の原則は、ここでも後退をみせていたといえよう。

ところが、鹿野4村では、反対に、仕入米銀をもって田畠租に流用してもなお大幅に不足し、残る不足貢租額を半紙に加えて納付しなければならぬ状況におかれていた。しかもその半紙収公自体が他の地区に比べてとりわけ厳しかったのであるから、請紙製の苛斂誅求がもしいわれることがあるとすれば、こうした地域についてであったろう。

なお、上納紙1丸当りの御仕入米銀は前山代13ヶ村平均で67.9匁、奥山代のそれ——69.0匁——と、ほとんど同額である。銀、米の配分は銀25.2匁、米42.7匁(米1,066石、石/40目換算)で、奥山代(銀37.2匁、米31.8匁=0.792石)に比べ米の比率が高くなっている。また、仕入額を根山代、鹿野4村別にみると、前者については1丸当り75.4匁、後者については51.9匁の支給となる。双方20匁以上の差がみられ、給付水準の相違は両地域で画然としていた。

18) 御蘆生〔1〕pp.80, 81, 96。

19) 5)を参照。

20) (4)欄以下の推計方法については表注を参照。

#### 4. 徳地の造紙

徳地の「御根請紙」数は創設(寛文)期に4,980匁、その後延宝期に200丸の増漉があって5,180丸、延享期に洪水のため1,300丸減少して一時3,896丸となったが、宝暦期には5,196丸に復し、以降、これを超える丸数が記録されることはなかった。

請紙高のピークは、したがって、宝暦期ということになるが、この5,196丸は実は公称で、そのうち500丸は「永否紙」——永否とは荒廃による不作地をさす——であり、その復旧のためとくに苧楮代銀や漉飯米が勘渡されていたという。つまり、上の5,196丸は他宰判でいう「御帳面」高と考えるべきである。実際上の請紙高は、それゆえ、5,196丸-500丸=4,696丸であった。その後の経緯は、明和期に永否紙のうち100丸が根請紙に戻されはしたが、天明期には、逆に、540丸が新たに「御仕組紙」とされ、永否紙同様、苧楮・漉飯米の特別勘渡の扱いを受けている。したがって、事実上の請紙高は、この時点で、5,196丸-540丸(御仕組)-400丸(永否)=4,256丸、請紙

創設当初に比べ、すでに1,000丸近い減少となっていた。請紙別の後退は山代地区だけではなかったことがわかる。

第7表は、こうした徳地の請紙仕法を文化・文政期についてみたものである。表高5,196.3丸に対し根請紙4,256.3丸、永否紙400丸、御仕組紙540丸、いずれも天明の仕法通りである。このうち根請紙に対しては、1丸につき米1.1石=1.0石(御仕入米)+0.1石(増御仕入米)、銀8.8匁(増御仕入銀)が下付されていた。2石5斗替=石/40目で米を銀換算すれば1.1石×40目=44匁、これに8.8匁を加えた52.8匁が丸別の仕入米銀額である。根銀40目——徳地では40目が標準紙の根銀=紋相とされていた——に対し12.8匁の増米銀となっている。他方、永否紙、御仕組紙の仕入米銀は、それぞれ、57匁、53.8匁とやや高く、根銀に対する増米銀も、それぞれ、17匁、13.8匁と根請紙に比べ多くなっている。請紙高の減退を増米銀の増額によって少しでも食い止めようとする藩側の意図がうかが<sup>21)</sup>われる。

以上が徳地請紙制の概略史であるが、次に、天保期における請紙について

第7表 徳地宰判の文化・文政請紙仕法

	根 請 紙	永 否 紙	御 仕 組 紙	計
丸 数	丸 束 4,256.20	丸 400	丸 540	丸 束 5,196.20
丸別 根 銀	匁 40	匁 40	匁 40	
御 仕 入 米	石斗升合 1.000 (40匁を2 石5斗替)			
うち年貢流用分 残 米	0.654 0.346 (請紙上納 後勘渡)			
増 御 仕 入 米	0.100			
増 御 仕 入 銀	匁分 8.8 (上納銀を 以て流用)		匁分 8.8	
上 苧 楮 勘 渡		把(代銀) 5(45匁)	把 5 (代銀)	
漉 飯 米		石斗升合 0.300		
御仕入米銀合計	匁分 52.8	匁 57	匁 53.8	

御蘭生〔1〕p.234。

第8表 徳地宰判の受紙，御仕入米銀および間欠銀<sup>1)</sup>

	(1) 受紙	(2) 現紙上納 [(1)×0.879]	(3) 現紙上納代銀 [(2)×158.22匁]	(4) 御仕入米代銀 [(2)×1.1石 (=84.615匁)]	(5) 御仕入銀 [(2)×8.8匁]	(6) 御仕入米銀 合計 [(4)+(5)]	(7) 間欠銀 [(3)-(6)]	(8) <sup>2)</sup> 楮出来高
1 串鯖河内村	丸 束 446.56	丸歩朱味払 392.7957	貫 匁 62,148	貫 匁 33,236	貫 匁 3,457	貫 匁 36,693	貫 匁 25,455	把 860
2 巢山村	185.42	163.2303	25,826	13,812	1,436	15,248	10,578	480
3 高瀬村	301.44	265.2235	41,964	22,442	2,334	24,776	17,188	1,000
4 夏切村	166.02	146.0898	23,114	12,361	1,286	13,647	9,467	1,300
5 埜村	174.48	153.6492	24,310	13,001	1,352	14,353	9,957	1,400
6 馬神米光村	209.30	184.1500	29,136	15,582	1,621	17,203	11,933	850
7 上村	89	78.2300	12,378	6,619	688	7,307	5,071	170
8 藤木村	115	101.0850	15,994	8,553	890	9,443	6,551	90
9 島地山畑村	333.18	292.9707	46,354	24,790	2,578	27,368	18,986	2,000
10 柚木村	469.10	412.3100	65,236	34,888	3,628	38,516	26,720	3,270
11 野谷村	335.52	295.2260	46,711	24,981	2,598	27,579	19,132	560
12 船路村	258	226.7820	35,881	19,189	1,996	21,185	14,696	540
13 引谷村								30
14 三谷村	594.48	522.8292	82,722	44,239	4,601	48,840	33,882	2,600
15 八坂村	234	205.6860	32,544	17,404	1,810	19,214	13,330	310
16 深谷村	247	217.1130	34,352	18,371	1,911	20,282	14,070	550
17 小古祖村	110.12	97.7448	15,465	8,271	860	9,131	6,334	
18 堀村	269.48	237.1542	37,523	20,067	2,087	22,154	15,369	580
19 伊賀地村	154	135.3660	21,418	11,454	1,191	12,645	8,773	150
20 岸見村	59.51	52.5934	8,321	4,450	463	4,913	3,408	53
計	丸 束 4,754.41	丸歩朱味払 4,180.2288	貫 匁 661,397	貫 匁 353,710	貫 匁 36,787	貫 匁 390,497	貫 匁 270,900	把 16,793

1) 「御見取紙間欠償銀之事」記載。

2) 「物産」記載。

の分析に移ろう。『注進案』の受紙にかんする数字は第8表にまとめてある。まず(1)欄から、受紙の合計は4,754.7丸であった。化政期：第7表との係わりでいえば、それは根請紙4,256.3丸に御仕組紙540丸を加えた4,796.3丸に近い。楮増殖の効あって御仕組紙の大方——500丸ほど——が請紙に戻された可能性がある<sup>22)</sup>。(2)欄は(1)欄に「漉崩拵」0.879を乗じて得られる現紙上納丸数である。徳地では標準紙——その根銀＝紋相は40目——より厚手の良質紙を漉いていたため、上納丸数はその分少なくて済んだ：「漉崩」。漉崩拵(＝率)はいずれの村も0.879である。いかにも統一されすぎている感はあるが、額面通りにとれば、すべての村で40目/0.879=45.5匁の紋相の半紙を漉いていたということになる。因みに、徳地紙には紋相により40～51匁<sup>23)</sup>の12段があった。

(3)～(7)欄は、徳地宰判特有の、代銀表示形式による請紙収支勘定である。すなわち、受紙を地下相場で銀額表示した(3)欄「現紙上納代銀」と(6)欄「御仕入米銀合計」(=(4)+(5))の収支バランスが(7)欄「間欠銀」となっている。これを半紙1丸当たりについてみると、どの村についても——これまた鮮やかに統一され——上納代銀は一律158.22匁である。丸別180目が地下の相場であったから、158.22匁(=180目×0.879)は見取紙＝請紙を標準紙並みにみたてての代銀評価であろう。一方、御仕入米は1.1石、また御仕入銀は8.8匁、ともに化政の仕法通りである。仕入米銀の合計は、米を石/76.92匁——和市1石3斗替、この地区の現行相場であったものとおもわれる——で換算して、1.1石×76.92匁+8.8匁=93.415匁となる。半紙1丸につき間欠銀＝収支勘定は、したがって、158.22匁-93.415匁=64.805匁である。

間欠とは、本来、価格もしくは両替相場変動による差損益を意味するが、ここでも、現行の紙価(丸別158.22匁)と藩の買上げ価格である御仕入米銀(丸別93.415匁)との開差(64.805匁)を示す意に用いられている。藩側にとってはそれはまさしく差益＝利銀であったが、農民にしてみれば「地下迷惑＝立行」差損であったことになる。間欠銀が藩の買入れ価格の7割にも及ぶ大きな額となったのは、地下における紙価の高騰にもかかわらず、御仕入米銀の増額が一向に進まぬ——仕入米銀額は化政期と同一であった——ところにその原因があった。しかも、それが64.805匁で済んでいるのは、紙価を標準紙(丸別158.22匁)とみたてて計算した結果である。ところが、実際に

は良質の、紋相の高い紙を漉いていたのであるから（丸別180目=158.22匁/0.879）、間欠銀は、本来であれば、さらに高いものとなっていたはずである。あえてそれを標準紙並みとしたのは、推測の域を出ないが、間欠銀を計算上少しでも少なくしようとする当局の指導、配慮があった結果なのかも知れない。それだけに、農民にとっては、上記間欠銀64.805匁だけはせめて補償＝仕入米銀の増額の要求に持ち込みたい「償銀」であった。

現実には180目あるいは158.22匁といった相場が地下において常に建っていたという保証はどこにもなく、したがって、利銀幅は大きく変動していたであろうが、ここで注目すべき事柄は、そうした市場の実際を紙価についても米価にかんしても加味し、実効的な利銀計算を折り込んだ徳地の請紙仕法の特異性である。田畠貢租に見合う仕入米銀を支給して半紙を収公するという請紙制の本来からすれば、そのような計算を行う必要性は、少なくとも地下の側には、毫もなかったはずである。そもそも、上納紙を代銀換算すること自体請紙制と馴染まず、ましてそれを仕入米銀＝藩買入れ価格と比較して間欠銀の償いを表だって要求することなど、請紙の原則からすれば思いもよらぬことであった。だが、徳地に限らず漉立て百姓はいずれも仕入米銀に比べ地下や大阪での紙価の高騰、請紙制のもたらす不利益には多少なりとも気付いていたにちががなく——事実、増米銀の増額という請紙仕法の変遷はそうした農民の反発、交渉力の高まりの過程でもあった——、そのことが、徳地の地下計算においては、代銀表示の形ではっきりと打ち出された、といえよう。はじめにも述べたとおり、山代とは異なり徳地では民間紙の生産、販売が盛んであり、受紙の対象となったのは同地区生産高の3分の1ほどにすぎなかった。紙のこうした商品化の程度がとくにこの地区で代銀計算を自然なものとし、また、仕入米銀＝田畠貢租の原則がこの地区においては、はじめから、成り立ち難かった点を説明する。

第9表には、そこで、『注進案』「産業之事」から集計した民間半紙出来高とその代銀および製造費用を示しておいた。20ヵ村の半紙合計高は、受紙高の2.5倍に当る1万1,692丸、その代銀は1,753.8貫にのぼっていた。1丸当りの半紙価格は150目、したがって、先の丸別価格180目ないし158.22

第9表 徳地宰判における民間製紙勘定

		代 銀	丸別価格費用
(1) 出来高 <sup>1)</sup>	丸 11,692	貫 匁 1,753,800	匁 150
コスト			
(2) 楮 <sup>2)</sup>	把 46,768	貫 匁 1,403,040	120
(3) 切はい <sup>3)</sup>	石 2,737.68	79,058	6.8
(4) 薪 <sup>4)</sup>	荷 68,652	51,203	4.4
(5) とろろ <sup>5)</sup>		9,513	0.8
(6) 糊米 <sup>6)</sup>	石 274,608	21,436	1.8
(7) 合計		1,564,250	133.8
(8) 出来高ーコスト	貫	189,550	16.2
(9) 楮皮(副産物) <sup>7)</sup>	23,234	46,468	4.0
(10) (8) + (9)		236,018	20.2

注 1) 代銀は1丸当り各村とも150目 2) 1丸当り各村とも4把、1把当り代銀は30目。したがって1丸当り120目。 3) 大方の村で1把当り1.8匁あるいは1丸当り7.2匁。 4) 1把当り1.2匁、1丸当り4.8匁とする村が多い。 5) 大方の村で1把当り0.2匁、1丸当り0.4匁。 6) 1把当り0.46匁とする村が大方。 7) 半紙1丸当り楮皮2貫目ができる。代銀はいずれの村も貫別2匁。

なお、民間紙としてほかに三谷村で手紙(68丸20束、代銀10貫933匁、丸別代銀160匁が記録されている。その費用合計は9貫174匁、作徳分は1貫759匁、副産物楮皮代銀273匁であった)。

匁の上納紙よりはやや低質の、紋相の劣る地下紙＝民間紙であったことが想像される。

製造費用には楮、切はい、薪、とろろ、糊米の原材料が計上されている。このうち、なんといっても重要なのは楮で、費用総額1,564.2貫の9割、1,403貫を占めている。半紙1丸につき苧楮4把を必要とし、1把30目として、4把×30目＝120目の計算である。因みに、苧楮4把は5貫目把として20貫である。一方、山代の場合、すでにみたとおり、半紙1丸当り楮3釜＝108貫(36貫×3釜)を必要としていた。これは半紙・木楮の重量比を述べたものであった。木楮1釜＝36貫から6貫700目、すなわち5.373分の1の苧楮を得たということから、いまこの比率をもつて半紙1丸当りの必要苧楮を求めれば、やはり徳地同様、108貫/5.373＝20.1貫の数字を得ることが

わかる。

それはともかくも、半紙出来高 11,692 丸に必要な原料苧楮は 11,692 丸 × 4 把 = 4 万 6,768 把、他方、『注進案』「物産」の項に記された楮出来高は 1 万 6,793 把にしかならず：第 8 表(8)欄、必要楮数の 4 割にも達していなかった点が判明する。さらに、この「物産」出来高把数は現紙上納半紙 4,180.2 丸：第 8 表(2)欄の必要楮数 1 万 6,720 把(4,180.2 丸 × 4 把)とほとんど一致しているところから推して、残らず上納用の原料にあてられた可能性がある。そうであれば、地下＝民間紙用の苧楮 4 万 6,768 把の大方は他郡より調達されたと考えざるを得ず、把別 30 目、半紙 1 丸当り 120 目の楮代銀はその購入価格であったということになる。

楮以下糊米に至る全費用の合計は 1,564.3 貫、出来高代銀よりこれを差し引くと 189.6 貫、半紙 1 丸当り 16.2 匁の手取りにしかならない。半紙代銀 150 目に対する利益率は 10.8%である。かりに製紙の工程で生ずる副産物＝楮皮(黒保紙の原料)の売却代銀 4 匁をこれに加えたとしても、農民の儲額は 20.2 匁にすぎない。もっとも楮以外の材料費：切はい、薪、とろろ、糊米はすべて自家生産とみなせば、純益率は 30 目/150 目 = 20%、楮皮を含めて 34 匁/150 目 = 22.7%にまでは高まる。また、「物産」に記された以外に地下用の楮栽培がいくらかでも行われていたとすれば、農民の作徳分はもう少し高いものとなっていたはずである。そもそも「物産」楮数が上納用原料楮数に一致していること自体が不自然で、実際には、記録に載らない栽培があったとみる方が自然であろう。だが、いずれにせよ、半紙生産による利徳が 5 割にも及ぶといったことは、民間紙の場合、まず考え難いというのがここでの結論である。原料楮の大部分を他地区に依存＝購入している限り利幅はせいぜい 2 割前後、仕入米銀を下付してなお 5 割利銀を目指す請紙制にとって、買楮をしては到底採算は成り立ち難い状況であったといえよう。

最後に、徳地の黒保(雑紙)勘定を示しておこう：第 10 表。その受高は上納半紙 1 丸につき 6 束宛(黒保は 1 丸 = 40 束、したがって、6 束は 6/40 = 0.15 丸)で合計 689.1 丸：(1)行、上納代銀は丸別 56 匁、38 貫 480 目であった。これに対し藩の黒保買上げ代銀＝「御買上代銀立用」は丸別 10.6 匁、7 貫 284 匁にすぎず：(2)行、上納代銀と買上げ代銀の差は 31 貫 196 匁：(3)行間

第10表 徳地宰判黒保（雑紙）

		代 銀	丸 別
(1) 黒保受紙 <sup>1)</sup>	丸 689.1	貫 匁 38,480	匁 56
(2) 御買上代銀立用 <sup>2)</sup>		7,284	10.6
(3) 間欠銀=(1)-(2)		31,196	45.4
(4) 雑紙出来高 <sup>3)</sup>	丸 3,399	123,034	36.2
コ ス ト			
(5) 楮皮 <sup>4)</sup>	貫 33,990	69,580	
(6) 薪 <sup>5)</sup>	荷 6,698	5,208	
(7) 蠶はい <sup>6)</sup>	石 204.3	3,455	
(8) 山とろろ		1,148	
(9) 合計		79,391	23.4
(10) 雑紙出来高—コスト		43,643	12.8

注 1) 上納半紙1丸につき0.15丸（上納紙1丸につき6束。黒保1丸=40束。故に6束=6/40=0.15丸）、代銀は10束=14匁。したがって黒保1丸（=40束）=56匁。

2) 御買上代銀は6束=0.15丸につき1.59匁。したがって1丸につき10.6匁宛となる。

3) 代銀は大方の村で丸別36匁であった。

4) 雑紙1丸当り10貫の楮皮を必要とする。代銀は大方の村で貫当り2匁。

5) 雑紙1丸当り2荷。

6) 雑紙1丸当り6升。

欠銀に示されている。丸別にして45.4匁、買上げ価格の4倍以上にものぼっている。藩の黒保買上げ価格が低い根銀の水準に固定されたままになっていたことは山代についてすでにふれたことだが、徳地宰判についても同様である。

(4)行以下は上納黒保紙以外の、民間雑紙勘定である。出来高は3,399丸、丸別36匁の代銀計算で——上納黒保紙のそれは56匁であったから、民間黒保の方はそれだけ低い等級の雑紙であったとおもわれる——123貫34匁、一方、費用代銀は楮以下79貫391匁：(9)行、差引き43貫643匁の手取りとなる：(10)行。手取率は39.7%と半紙に比べ高くなっている。その上、費用の大方を占める楮皮は半紙生産の過程で生ずる副産物=自家生産部分であったため、また薪、蠶はい、山とろろについても同様に考えられることから、雑紙にかんする限り、代銀の過半は農民の手元に残ったものとみてよいだろう。

21) 以上徳地請紙の略史については御菌生〔1〕による。

- 22) 永否紙 400 丸の扱いについては不明である。  
 23) 御蘭生, 同上書, pp.269, 270。  
 24) 御蘭生, 同上書, p.139。

##### 5. 請紙制の評価——結びにかえて——

現行米相場で評価した実質的な仕入米銀額は、いずれの宰判においても、半紙 1 丸当り 100 目程であった。一方、半紙の丸別価格 150 目——大阪相場でいえば「式割三分さし銀<sup>25)</sup>」をみて、110 目前後——は決してありえない数字ではなかったため、請紙開設来の「五割利銀」の実現は天保期においてもあながち無理な算段というわけではなかったといえよう：徳地見取紙の地下相場は、既述のとおり、158～180 目を記録していたし、民間紙でも 150 目はつけていた；奥山代でも「上納・遣ヒ料」引残り後の半紙売上げ代銀は、村によって異なるが、132～190 目の単価でもって計算されている；三田尻地区で 198 匁 9 分の記録がある<sup>26)</sup>；宝暦期の大阪相場は 100 目であった<sup>27)</sup>、等々。紙価<sup>28)</sup>如何で当然利銀幅は変動したであろうが、藩の請紙にかんする目論みは、その限りでは、成功であったはずである。

藩は黒保について買上げ方式を採用していたが、半紙収公に際して下付される仕入米銀も、事実上、買上げ価格であったとみて差支えあるまい。民間紙のない山代に限っていえば、藩の定める仕入米銀＝買上げ価格でもって半紙はすべて納付されたのであるから、請紙制は、その意味では、藩専買であったとの見方が成り立つ。公定の仕入米銀は、その場合、専買＝需要独占価格ということになる。漉立て百姓は、それゆえ、独占者＝藩の提示する価格＝仕入米銀額に甘んずるほかはなかったが、この時代の全般的な半紙需要の拡大と、他方、楮栽培の減退に伴う半紙供給の削減が農民の交渉力を全体的に引き上げる力になっていたとおもわれ、実際、根銀に付け加わる増米銀の増額がそういう経緯を物語っている。

しかし、他面では、仕入米銀は田畠貢租に流用、相殺された——そうなるように田畠貢租に見合う額に定められていた——のであるから、それが農民に実際に手渡されることは、増米銀の一部を除いて、原則的にはなかった。したがって、農民にしてみれば、事実上は米年貢・石貫銀の代わりに半紙を

第11表 奥山代穀物勘定

	(1) 米出来高	(2) 御勘渡米	(3) 雑穀出来高	(4) (1)+(2)+(3)	(5) 上納米	(6) 飯料 <sup>1)</sup>	(7) (5) + (6)	(8) 過不足(4)-(7)
1 宇佐村	石 351.697	石 80.463	石 490.200	石 922.360	石 223.113	石 992.700	石 1,215.813	石 △ 293.453
2 宇佐郷大原村	411.890	148.077	1,132.100	1,692.067	214.028	1,636.200	1,850.228	△ 158.161
3 本谷村	390.093	182.155	551.950	1,124.198	248.750	1,271.340	1,520.090	△ 395.892
4 秋掛村	674.193	97.511	569.720	1,341.424	295.104	1,188.000	1,483.104	△ 141.680
5 阿賀村	548.633	222.109	515.000	1,285.742	345.553	1,187.100	1,532.653	△ 246.911
6 中山村	575.352	361.200	594.700	1,531.252	338.040	1,551.700	1,889.740	△ 358.488
7 生見村	1,120.065	309.309	826.300	2,255.674	706.472	2,126.700	2,833.172	△ 577.498
8 下畑村	527.531	344.630	813.270	1,685.431	321.557	1,721.064 <sup>2)</sup>	2,042.621	△ 357.190
9 南桑村	175.524	584.193	1,493.970	2,253.687	134.764	2,870.000	3,004.764	△ 751.077
10 波野村	396.456	239.213	506.900	1,142.569	223.617	1,067.400	1,291.017	△ 148.448
11 本郷村	1,135.989	150.151	1,056.000	2,342.140	617.113	2,303.100	2,920.213	△ 578.073
12 黒沢宇塚村	418.336	189.862	464.700	1,072.898	209.944	1,229.300	1,439.244	△ 366.346
13 須川村	375.096	462.567	1,265.000	2,102.663	247.895	2,088.000	2,335.895	△ 233.232
14 深川村	260.276	510.236	770.000	1,540.512	161.613	1,940.000	2,101.613	△ 561.101
15 苜谷村	476.810	562.477	1,004.700	2,043.987	342.777	2,250.000	2,592.777	△ 548.790
16 小川添谷村	343.828	347.761	778.300	1,469.889	217.985	1,453.500	1,671.485	△ 201.596
計	石 8,181.769	石 4,791.914	石 12,832.810	石 25,806.493	石 4,848.325	石 26,876.104	石 31,724.429	石 △ 5,917.936

1) 13才已以大人，日別5合宛，12才已下少人，日別2合5勺宛。

2) 糊米，餅米含む。

第12表 前山代宰判穀物勘定

	(1) 米出来高	(2) <sup>3)</sup> 御仕入米	(3) 雑穀出来高	(4) (1)+(2)+(3)	(5) 上納米	(6) <sup>1)</sup> 飯料	(7) <sup>2)</sup> その他	(8) (5)+(6)+(7)	(9) 過不足(4)-(8)
	石	石	石	石	石	石	石	石	石
1 広瀬村	436.130	850.539	2,141.516	3,428.185	533.827	2,854.440		3,388.267	39.918
2 中ノ瀬大野村	259.100	272.926	444.000	976.026	256.742	771.660	65.480	1,093.882	△ 117.856
3 四馬神村	141.100	399.600	601.100	1,141.800	93.279	1,007.640	42.750	1,143.669	△ 1.869
4 根笠村	122.570	335.036	1,032.100	1,489.706	117.860	1,766.880	42.240	1,926.980	△ 437.274
5 三瀬川村	413.659	242.265	996.687	1,652.611	342.629	1,037.880	31.740	1,412.249	240.362
6 瀬越村	914.643	108.115	916.721	1,939.479	490.244	1,181.520	72.510	1,744.274	195.205
7 中須村	1,758.108	255.051	1,848.395	3,861.554	1,429.969	2,515.320	94.380	4,039.669	△ 178.115
8 野谷村	279.451	256.011	253.620	789.082	269.352	545.600	11.850	826.802	△ 37.720
9 金峯村	320.907	176.159	781.187	1,278.253	290.823	1,027.080		1,317.903	△ 39.650
10 鹿野上村	1,126.980	518.650	1,193.100	2,838.730	1,012.840	1,881.360	72.573	2,966.773	△ 128.043
11 中村	838.350	268.772	419.468	1,526.590	814.744	754.920	36.528	1,606.192	△ 79.602
12 下村	875.100	369.476	721.600	1,966.176	836.931	991.440	68.949	1,897.320	68.856
13 大潮村	806.430	356.172	1,053.200	2,215.802	693.114	1,455.840	33.288	2,182.242	33.560
計	8,292.528	4,408.772	12,402.694	25,103.994	7,182.354	17,791.580	572.288	25,546.222	△ 442.228

- 1) 「男女ならし」、「大人小児評」、日別3合宛。
- 2) 餅米、遣牛飼料、味噌醬油用大豆。
- 3) 他に御有免160.779石がある。

納入したということになる。藩にしてみても、もともと田地の生産力の低い山間諸村から米を取公することは十分期待できず、それよりは半紙の方が確実で、また、換金性の点からみても、その方が得策——現実には米・半紙相対価格如何ではあるが——といった判断があったであろう。請紙制の実際面を重視すれば、やはりそれは年貢取公システムの1つとしてとらえるべきである。

請紙の締めつけ、苛斂誅求が指摘されるのは常であるが、最後に、農民にとって請紙制がもつ实际的、効率の側面につき2点ふれておくこととしよう。まず、第11、12表は奥山代、前山代『注進案』『村括り』から両宰判の穀物勘定をみたものである。両表より、いずれも穀物バランスはマイナス、とくに奥山代で穀物不足が著しかったことがわかる。ここで、注意をとくに要すべきは、穀物収入方に勘渡米＝仕入米を計上してなおかつ穀物不足であったという点で、支出方＝上納米に流用されるこれらの下付米がかりになかったとしたら、不足穀物は歴大な量に及んでいたであろう。前山代の赤字は微々たるもので収支はほぼ均衡していたといえるが、それも御仕入米の支給＝上納米流用があってのことである。請紙の適用から外された場合、上納米を納付してその上さらに飯料を確保することは、穀物購入のための現銀稼得機会の少ない山間地域では、ほとんど不可能であったにちがいない。田地生産性の低さにもかかわらず高石であったため、上納米は米出来高の過半に及び、前山代のケースは両者ほぼ同額といった甚だしき有様であった。こうした所では、半紙生産の請負い・納付の義務が伴ったにせよ、請紙制下での仕入米の下付＝上納米への流用が不可避的に生ずる穀物不足の窮状を回避する上で大いに役立っていた点がかがえる。

第2に、いっそう重要と思われる事柄は、紙漉き作業が冬季の農閑期10～3月に集中して行われた点である。農外就業機会の少ない山間部にありながら、かえって、請紙制のために効率的な労働力配分が年間を通じてはかられていた面を指摘できる。農閑期労働需要の多寡がこの時代の農家労働力の効率的利用の決め手であっただけに、それを制度的に保証していた請紙制の貢献は大きかった。しかも、冬季農閑期を年貢＝上納半紙生産に当て、肝心の夏方は田畠農耕その他、専ら自家用の生産のために利用することが可能であった。請紙のメリットは、農民に対しても、少なからずあったはずであ

る。

しかし、藩の請紙高増大策にもかかわらず、請紙高はかえって減退、請紙制自体が次第に行詰まりをみせていた理由は、なによりも、楮栽培の伸び悩みにあったといえよう。荒れた切替畑でも生育するとはいえ、寒気、高所を嫌う楮にとって、奥深き山間諸宰判における従前以上の楮栽培の拡大には限界があったこと、人口が稀薄となってきた点がその原因として指摘されている<sup>25)</sup>。藩による再三の楮増殖計画：「御救楮」も旧に復することがせいぜいという有様であった。請紙高確保のためには、いきおい、他郡よりの「請楮」「買楮」ということになるが、徳地の計算例が明らかにしているとおりに、原料苧楮に1丸当り120目も費やし、その上仕入銀等を支給しては、もはや請紙制は成り立ち難い。買楮に依存する請紙高が「永否紙」「御仕組紙」あるいは「御有免」(山代)として「根請紙」と区別される所以である。地下楮栽培あつての請紙である。

請紙が難しいとなれば民間紙によるほかはない。民間紙であれば、買楮をしても、それ以外の原材料をすべて自家生産で賄う限り、なお利幅は20%、採算は立つ。徳地宰判の栽培楮はすべて官給で、民間紙の大方が他郡よりの買楮によっていたことは既述のとおりである。その後の紙業に前進がもしあるとするならば、したがって、こうした民間紙の増加にこそ、またその方向においてのみ活路が残されていたといえよう。貢租賦課の枠組から切り離され、したがってまた、半紙生産が地下栽培楮量に必ずしも制約されずに行われるとき、請紙制がもった限界がはじめて克服されると考えられるからである。

25) 大島宰判『注進案』参照。

26) 御蘭生〔1〕p.376。

27) 御蘭生，同上書 p.386。

28) 文政4年の記録では、大阪の紙相場は宝曆期(100目)を下回る91.8匁とある(御蘭生，同上書 p.390)。

29) 御蘭生，同上書 p.126。

参 考 文 献

- 〔1〕 御園生翁甫『防長造紙史研究』（防長紙同業組合 1941年, 復刻版, マツノ書店, 1974年）。
- 〔2〕 穂本洋哉「萩藩財政収支と経済政策」『社会経済史学』42卷4号（1977年）。
- 〔3〕 穂本洋哉・西川俊作「防長一円《経済表》序説」社会経済史学会編『新しい江戸時代史像を求めて』（東洋経済新報社, 1977年）。
- 〔4〕 西川俊作「1840年代防長両国における非農生産物3品の産出高と投入係数」『三田商学研究』19卷1号（1976年）。